

建設業における労働災害防止対策の徹底に向けた要請

～労働者の尊い命を失わないために～

平素より労働災害防止対策の推進にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年3月に、当署管内で施工されていた公共工事において、ベトナム人の技能実習生の方が土砂崩壊により生き埋めとなり亡くなられるという痛ましい災害が発生しました。

被災者の国籍にかかわらず、労働災害、とりわけ死亡災害は撲滅すべきものです。

建設業における現場での労働災害防止活動は、元請事業者主導で、あるいは下請事業者の協力会が参加して自主的に安全パトロールを行う等により、危険な箇所への立入禁止措置や墜落防止措置を講じる等のハード面の対応を行ったり、周到的な連絡・調整や打ち合わせを行い現場で作業する全員が共通の理解のもとで安全な作業ができるようにする等ソフト面でも労働災害防止のための管理について尽力されています。

しかしながら、外国人労働者については、言葉が十分に通じないなどコミュニケーションが取りにくいことから、このような対策の注意事項等を徹底することが困難であるといった点が課題とされています。

少子高齢化の進行による労働者不足を背景に外国人労働者数が増加を続ける近年、外国人労働者をはじめ多種多様な人材が建設業の現場で作業を行うことが多くなっています。

建設業に関係する皆様におかれましては、国籍、言語、年齢及び性別など、色々な労働者の属性にきめ細やかな配慮を行い、円滑にコミュニケーションが行われる環境を整備する等により、労働災害による犠牲者をこれ以上出さないという決意のもと、労働災害防止対策を積極的に取り組まれますよう要請いたします。

令和7年5月27日

砺波労働基準監督署長

山越

主

